

令和 9 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会建設部会

目 次

重点要望事項

1	多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する 総合的・一体的な道路整備の促進	1
2	地域公共交通に関する整備促進等	3
3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに 下水道事業に係る財政負担の軽減等	5
4	業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備	7
5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	8
6	物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実	10
7	自然災害に対する防災体制の確立	11

一般要望事項

1	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	13
2	都市農業の振興に向けての諸施策の充実	15
3	多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進	17
4	多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	18
5	木造住宅の耐震診断・耐震改修等の支援	19
6	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る継続的な 財政支援の実施	20
7	都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等	21
8	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	22
9	アスベスト対策の強化	24

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
都市整備局	2	地域公共交通に関する整備促進等		3	○
	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	環境	5	○
	4	業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備		7	○
	5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	環境	8	○
産業労働局	4	業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備		7	○
	5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	環境	8	○
	6	物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実	総文 環境	10	○
建設局	1	多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する総合的・一体的な道路整備の促進		1	
	2	地域公共交通に関する整備促進等		3	○
	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	環境	5	○
	5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	環境	8	○
	7	自然災害に対する防災体制の確立	総文	11	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
都市整備局	1	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	環境	13	○
	5	木造住宅の耐震診断・耐震改修等の支援		19	
	6	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る継続的な財政支援の実施		20	
	9	アスベスト対策の強化	環境	24	○
産業労働局	2	都市農業の振興に向けての諸施策の充実		15	
	3	多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進	総文 環境	17	○
	4	多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	総文	18	○
	8	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	環境	22	○
建設局	8	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	環境	22	○
住宅政策本部	7	都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等		21	

重 点 要 望

1 多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する総合的・一体的な道路整備の促進

要望先 建設局

多摩地域においては、重要な都市基盤施設である道路網について、慢性的な交通渋滞や、幹線道路の未整備による生活道路への交通流入が市民生活に多大な影響を与えている。また、地域の基盤となる準幹線道路や生活道路の整備については、財源不足により十分に対応できていない状況にある。ついては、これらの道路整備を促進するため、以下の方策を講じること。

(1) 事業化計画における優先整備路線の整備

「東京における都市計画道路の整備方針」で示された都施行路線については、優先整備路線に位置付けられている路線を含め、道路整備を着実に進めること。また、事業化に当たっては、早期の段階から地元各市はもとより、地域住民等に対し、丁寧かつ積極的に情報提供を行うこと。

(2) 都市間連携、都県間連携の強化に向けた道路整備

広域道路ネットワークの形成やボトルネック箇所を解消するため、南北主要5路線及び東西主要4路線の整備を積極的に進めること。また、広域防災拠点へのアクセス性向上及び公共交通を含む都市間・都県間の連携強化のため、事業認可前の用地先行取得等様々な手法を用い道路整備を促進し、早期整備を図ること。

(3) 安全・快適な道路環境の整備

都道における歩道や自転車通行空間等の生活道路を含む道路全体について、狭小で危険な場所や歩道未整備箇所に対し早期に拡幅等安全対策を進めるとともに、概成区間や用地取得が行われている箇所については自転車通行空間やバスベイ、歩行者滞留スペース等地域に合った効果的な安全策を講じること。また、市道における安全対策については、技術的支援に加え財政支援も行うこと。

(4) 市町村土木補助制度の拡充や地域のまちづくりに寄与する路線の整備推進

老朽化した道路及び道路付属物の改修には多額の費用がかかることから、更なる市町村土木補助の補助率引上げや補助対象の拡充を図り、補助制度の柔軟な運用を検討すること。また、令和8年度までの第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業について、事業継続を行うとともに、計画的に事業を推進するための積極的な予算確保を行うこと。

(5) 無電柱化の推進

安全で快適な道路空間創出のため、都の計画に位置付けられた路線について早期整備を図るとともに、無電柱化チャレンジ支援事業における市の財政的負担を少しでも削減できるよう補助制度の拡充を図ること。また、長期間にわたる工事の進捗に応じた補助額の柔軟な変更や積極的な技術支援を図るとともに、関係事業者等に対する指導等を強化すること。

2 地域公共交通に関する整備促進等

要望先 都市整備局、建設局

各種公共交通は、都市間の連携を図る基幹的システムとして、多摩地域の自立都市圏形成に寄与している。起終点になり得る駅周辺や危険踏切等含めた整備の推進・新設等により輸送サービスの向上をさせるとともに、集約型の地域構造に転換していくうえで欠かせない、地域に密着した重要な交通手段である地域公共交通ネットワークの形成・維持への支援のため、以下の方策を講じること。

(1) 多摩都市モノレールの早期事業化及び着実な執行

多摩都市モノレールについては、交通結節点としての機能充実等、地元からも期待されていることから、関係各所との協議・調整を加速し、事業化区間を着実に整備し早期完了を図り、併せて未着手区間の早期事業化を図ること。なお、事業を進めるうえで地元市の状況に鑑み、技術面や財政面での幅広い支援を行うこと。

(2) 駅周辺の基盤を含めたＪＲ及び私鉄各線の整備促進

連続立体交差化や複線化、複々線化、更には鉄道延伸等を行うことで輸送サービスの向上が図れることから、公共交通の発着点となる駅周辺の基盤を含め、早期事業化や関係者協議を進めるとともに、技術面・財政面の支援をすること。また、ホームドアの設置やバリアフリー化を促進するため、補助対象駅の拡大や、補助率の引上げ等更なる財政支援を図ること。

(3) 地域公共交通ネットワークの形成及び新たな移動手段の導入に対する補助制度の拡充

地域公共交通は、地域住民のニーズの複雑化や運転手不足等の影響から安定的な移動に支障をきたしていることから、地域の特性に即した公共交通ネットワークの形成を促進し、行政界を跨いだ移動手段の構築につながるよう取組を進めること。また、次世代交通の実装に向けて、引き続き技術面及び財政面の支援を行うこと。

(4) 連続立体交差等による創出空間の有効活用

創出された高架下及び地上部の利用については、周辺整備と調和した総合的なまちづくりを実現するため、引き続き、鉄道事業者に対し利用箇所や利用方法等について協議に応じるよう促すとともに、鉄道事業者分の利用について、地元市の意向を尊重するよう働きかけること。

（５）踏切対策の促進

都が策定する「踏切対策基本方針」において抽出されている「重点踏切」の早期解消を図ること。また、改正踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定された踏切道以外においても、踏切安全通行カルテで公表された「開かずの踏切」や事故の多い危険な踏切等の解消に向け、踏切道の拡幅や視覚障害者誘導ブロックの整備など更に効果的な対策を講じること。

3 都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等

要望先 都市整備局、環境局、建設局、水道局、下水道局、流域下水道本部

近年、局所型集中豪雨等の増加に伴う水害が頻発しており、都市型水害対策が大きな課題となっている。一方で、一級河川は平常時の水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。また、下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資する重要な行政課題である。ついては、水害や水循環機能及び下水道事業の諸問題に対し、以下の方策を講じること。

（１）都市型水害から生命や財産を守るための中小河川の整備や雨水流出抑制施設等の整備に係る支援制度の拡充

各種整備方針等を踏まえた、河川・調節池及び溢水箇所等の早期整備を進め、維持管理を適切に行うこと。また、局地的集中豪雨対策のうち、複数市にわたるものについて、広域的な事業として流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備を進めること。併せて、流域貯留浸透事業費補助の対象拡大と補助率の引上げについて引き続き国へ働きかけること。

（２）水循環の形成に資する施策の推進

健全な水循環の復活を図るため、湧水の保全や都が管理する一級河川を含め、水循環の形成に資する多面的な施策を推進すること。また、瀬切れの起こる都の管理河川については、引き続き更なる改善措置等を講じるとともに、都の計画に基づき複断面河道の早期整備を図ること。

（３）市町村下水道事業の強靱化に向けた支援

下水道管の老朽化が起因となる道路陥没事故等を未然に防ぎ、市民の安全・安心で快適な生活を確保するために、市町村下水道事業において下水道施設の老朽化対策を早急に進められるよう、技術的な支援や経費節減に関する積極的な情報提供を行うこと。また、国費の補助要件となっているウォーターＰＰＰについては、実情に即した柔軟な運用を検討するよう、国に働きかけること。

（４）流域下水道編入に対する支援の充実

単独処理区（排水区）の流域下水道への編入は、水質改善と高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることができるが、諸課題の解決及び多大な経費が必要となることから、技術的・財政的な支援を行うこと。

(5) 次期負担金改定に向けた作業行程の見直し等

流域下水道維持管理負担金の次期改定に当たっては、自治体側の議会日程や予算編成スケジュールとの整合性を十分に確保するよう作業行程を見直すとともに、市町村の下水道使用料を柔軟に改定できる合理的な徴収システムを早期に導入すること。

4 業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備

要望先 都市整備局、産業労働局

首都圏整備計画に位置付けられている業務核都市の育成整備並びに「都市づくりのグランドデザイン」で設定された、広域的な産業連携や多くの人の交流が可能となる「多摩広域拠点域」及びその内側の都市産業の集積促進や多様なイノベーションを誘発する「多摩イノベーション交流ゾーン」の形成に向けた取組を推進し、多摩地域の広域的発展のため、以下の方策を講じること。

(1) 拠点の整備に関わる多角的支援及び事業実施の促進

業務核都市基本構想に定めた中核的施設や業務核都市形成のための基盤整備及び早期事業化に向けて、整備拠点内にある都有地の活用をはじめとした諸施策の推進を図ること。また、継続的な技術面・財政面での支援を講じ、市と一体となり問題解決を図ること。

(2) 「多摩のまちづくり戦略」の実現に向けた対応

「多摩のまちづくり戦略」に掲げられた成長と成熟が両立した多摩の実現に向けて、多摩のまちづくり推進連絡会議にて顔を合わせた意見交換や情報提供を行い、市と緊密に連携して共に取組を進めること。また、TAMA拠点形成プロジェクト推進支援事業補助金をはじめとする補助制度について、限定的な利用のみ可能となっていることから、適用範囲の拡充等を図ること。

(3) 物流拠点の大規模開発事業における支援の充実

東京西南部物流拠点整備事業の早期実現は、多摩地域全体の経済活力の向上につながることから、各種個別事業の推進を図るため、関係各局が連携して早期実現を図るとともに、企業誘致や補助の制度拡充を図ること。

(4) 土地区画整理事業等に係る補助率の引上げ及び柔軟な補助制度の拡充

土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係る補助制度については、物価や人件費の上昇により工事費の高騰が続くなか、施行者が安定して事業を継続するため、国に対し要望額全額が交付されるよう予算の確保や、採択要件の緩和及び補助率の引上げについて働きかけること。また、区画整理事業における無電柱化は事業資金に多大な影響を及ぼすことから補助の拡充を行うこと。

5 都市農地や緑の保全に対する施策の充実

要望先 都市整備局、環境局、産業労働局、建設局

都市農地は、地産地消や防災機能を担うことから、引き続き適切な保全が必要である。ついては、都市農業振興基本法の施行を踏まえ、都市農地の保全・活用を推進するとともに、多摩地域の緑地を将来にわたり計画的に保全すること。併せて、良好な都市環境の形成に資する都立公園及び都市計画公園の整備を一層推進すること。

(1) 農業を継承できる税制の構築

生産緑地地区については、都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、農地と一体化した農業用施設用地や屋敷林などに関する相続税の軽減措置など、農業を持続的に継承できる税制が構築されるよう、引き続き制度の抜本的な改正を国に対して働きかけ、市へ情報提供すること。

(2) 自然環境と農地の保全

自然環境を有するエリアは減少傾向にあることから、保全地域として積極的に指定し、公有地化を図ること。また、田園住居地域や農地保全に係る地区計画制度では、開発行為等の規制が厳しく生産緑地所有者の同意が得られないことから、市と連携し、多摩地域のような市街地と農地が共存した地域に適した都市計画制度を検討すること。併せて、生産緑地買取・活用支援事業の対象拡充と補助上限面積の緩和をすること。

(3) 都立公園や都市計画公園整備の更なる推進

各方針等を踏まえ、都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、大規模近郊緑地の保全と、更なる公有地化を推進すること。併せて都市計画公園の整備促進のため、用地取得が重要となることから、市町村土木補助事業補助金において予算総額を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金において必要な予算額を確保するよう国へ働きかけること。

(4) 樹木の適正管理に対する財政支援等の創設

近年多発している樹木の倒木・枝折れについて、これに起因する事故を未然に防ぎ、安全・安心な生活空間を守るため、危険木の剪定・伐採、専門家による樹木診断について財政支援を行うこと。また、樹木を安全に適正管理するための手法について技術支援を行うこと。

(5) ナラ枯れ等に対する財政支援の創設

林業経営保護のために、都内及び隣接県におけるナラ枯れの被害状況の情報分析や対応策についての共有を行うとともに、民有地に対する財政支援の創設を図るなど、都民や市及び企業等との協働による森づくりを推進すること。また、市が行うナラ枯れ材の有効活用策に対しての技術的支援を行うこと。

6 物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実

要望先 総務局、財務局、環境局、産業労働局

長期化する物価高騰の影響が事業者の経営を圧迫しているほか、資材価格の高騰等により入札不調など地域経済への影響も広がっている。地域経済活動の活性化及び事業活動の継続に対し、必要な支援策を速やかに実施できるよう、財政的な支援を図ること。

(1) 物価高騰等に対する財政支援の強化

地方創生臨時交付金等の各種財政支援措置を迅速に講じるよう国へ働きかけるとともに、都においても各種補助金の弾力的な運用や増額等、必要が生じた場合に迅速かつ継続的な支援を行うこと。また、L P ガス利用者への支援について、広域的かつ市町村間で差異のない対応が必要であることから、都による支援を引き続き行うこと。

(2) 地域経済活動の活性化

地域経済の活性化を図るため、これまで都主体で実施した消費喚起事業について、地域特性や事業者ニーズを踏まえたうえで、二次元バーコード決済に係るキャンペーンなど、多摩地域の賑わい創出や地域経済活性化に資する効果的な事業を適時適切に行うこと。

(3) 事業継続に対する支援の強化

国の補助金をはじめ、事業継続に対する各種支援は、手続の煩雑さに加え、商工会等の非会員の小規模事業者は活用しづらい状況にある。都は、周知の強化に加え、相談機能や伴走型支援を充実し、事業継続支援を強化すること。また、中東情勢の緊迫化による物価高騰や原材料供給の目詰まりに対する市町村の取組を後押しするため、更なる財政支援を行うこと。

7 自然災害に対する防災体制の確立

要望先 総務局、建設局、教育庁

東日本大震災や熊本地震、令和元年台風、令和6年能登半島地震での被害状況等を基に、地震など大規模な災害時や風水害、雪害等突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制を早期構築すること。

(1) 都有施設の避難所としての活用

避難所の確保については、都立学校との間で協定を締結しているところではあるが、協力体制が不十分であるため、都の役割を明確にしたうえで、施設管理者が柔軟に協議に応じるよう、更なる周知徹底を行うなど積極的に協力すること。特に、土砂災害警戒区域に居住する住民の避難所の確保については、都有施設の避難所利用に係る柔軟な対応を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業への支援強化

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業は、受益者の負担割合が大きく、市町村や土地所有者による実施が困難な場合もあることから、人家戸数要件等の事業対象要件を緩和し、より多くの地域で対策事業を実施できるよう、都から国に対し、当該法律の改正を要望すること。

(3) 土砂災害警戒区域等における避難情報伝達体制の強化

土砂災害危険警戒区域等に居住する住民へ避難情報を迅速かつ正確に伝えるために、戸別受信機の導入が有効である。戸別受信機のみを整備する場合についても防災基盤整備事業の対象となるよう、国に対し働きかけること。併せて、土砂災害対策の観点から新たな財政支援を講じること。また、災害危険区域を対象とした戸別受信機等の導入に係る都独自の補助制度を創設すること。

(4) 立川広域防災基地へのアクセス性の向上等

立川広域防災基地は、多摩地域における重要な防災拠点であり、災害時の迅速な人員及び物資輸送機能を確保するため、周辺道路のアクセス性向上が不可欠である。都において道路整備が進められているが、防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう、多摩川対岸の中央自動車道、国道16号線、20号線バイパス、甲州街道及び五日市街道へ通じる路線について整備を加速させること。

(5) MCA無線機代替機器の導入に向けた取組

市内関係施設や関係機関との情報伝達手段として活用しているMCA無線機は、令和11年5月末でサービス終了となるため、更に優れた代替手段の導入に向け、市町村と連携した調査研究及び情報提供を行うとともに、共同調達や財政支援により、更新にかかる市町村の負担軽減を図ること。

一 般 要 望

1 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進

要望先 都市整備局、環境局

横田基地は、周辺自治体のまちづくりに多大な影響を与えている。周辺住民をはじめ飛行経路直下の住民の安全で安心な生活環境を確保するため、以下の方策を講じること。

(1) 横田基地周辺自治体等のまちづくりへの支援

基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境への影響に留まらず、在日米軍再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部移転等により様々な影響を受けている。そのため、都において、基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層取り組むとともに、多摩サービス補助施設の返還に向けた取組を強化すること。

(2) 横田基地に関する適切な情報提供の実施

横田基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うとともに、地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍から情報を収集し、速やかに回答を行うよう働きかけること。併せて、地元自治体だけでなく、その他周辺自治体へ都が網羅的に情報を共有することで、自治体間における情報格差の是正に努めること。

(3) 航空機等の適切な飛行対応

市街地上空における低空飛行等を行わないよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。また、人員降下訓練等、基地の外に影響を及ぼす訓練や、他基地所属の戦闘機等の飛来に関する事前通報の徹底について、引き続き、国を通じ米国に対して働きかけること。

(4) 騒音防止対策の推進

周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和39年及び平成5年の日米合同委員会の合意事項を厳守するよう、国を通じ米国へ働きかけること。都においても、市町村が実施する騒音測定に係る助成制度を創設するとともに、研修会の開催、評価・測定に係る助言、統一的な基準の策定等の技術的な支援を行うこと。

（５）生活環境整備対策の推進

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、米軍関係者の飲酒運転による交通事故の再発防止並びに米軍関係者に対する教育及び綱紀粛正の徹底について、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

2 都市農業の振興に向けての諸施策の充実

要望先 産業労働局

都市農業は、宅地化の進展による営農環境の悪化や耕地面積の減少、後継者の不足、野生鳥獣被害による生産性の低下等により、極めて厳しい状況におかれている。都市農業の育成及び環境整備等、施設整備の充実による生産性向上等に向けた「都市農業経営力強化事業（都市農業振興施設整備）」をはじめ、都市農業の振興のため、以下の諸施策を積極的に講じること。

（１）地場産農産物の更なる利用促進

地域農業振興を図り、農地保全や食育推進の観点から、個人農業者による販路開拓や地産地消の取組に対する補助の拡充を図ること。また、学校給食や公共施設等における地場産農産物の利用促進に向け、地場産農産物と都外農産物との価格差解消への支援や、農業者が安定的に供給できる体制の構築を図ること。

（２）農業者の負担軽減に向けた支援の充実

繁忙期の配送業務と輸送コストは依然農業者の大きな負担であることから、共同集荷や共同配送等による流通体制の構築や、市町村が実施する配送支援や奨励制度への財政支援を行うこと。また、小規模農業者が活用しやすい制度となるよう、「東京農業経営強靱化事業」等における補助対象事業費の下限額の見直しや複数年事業への対応等を行うこと。

（３）化学肥料等を用いた慣行栽培を行う農業者に対する物価高騰対策の充実

東京農業の持続的な発展と安定した生産体制を確保するため、有機質肥料利用促進等の取組に加え、化学肥料等を用いた従来の栽培方法を行う農業者を対象にした、設備の維持管理に必要な消耗品費や肥料・飼料等の原材料費等の高騰に対する財政支援を行うこと。

（４）東京農業の新たな担い手の確保

東京農業の担い手確保に向けて、親元就農や農業後継者、小規模農業者等への支援を充実するとともに、認定農業者の基準に到達しない小規模農業者に対する支援を強化すること。援農ボランティアの育成・派遣体制の強化や、農業経営の継承に必要な設備導入等への支援を行うこと。併せて、市町村が実施する担い手確保・育成に係る取組に対する財政支援を充実すること。

（５）有害鳥獣対策の強化

農作物が野生鳥獣に荒らされ出荷不可となる被害が年々増加・広域化し、農業者においては、予定出荷量が確保できず、安定的な経営の維持が困難な状況にある。そのため、農業者が行う獣害対策への支援の充実に加え、都において広域的な個体数管理や生息域拡大防止対策を実施するなど更なる施策の拡充を図ること。

3 多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進

要望先 主税局、環境局、産業労働局

人口減少や人手不足の進行、地域経済を取り巻く環境変化が進む中、多摩地域が持つ産業集積の強みを生かし、企業立地の促進や商店街の活性化、産業交流の充実等を通じた持続的な地域経済の発展が求められている。このため、多摩地域の産業基盤の強化に向け、以下の施策を積極的に講じること。

(1) 多摩産業交流センターのイノベーション創出拠点の強化

多摩産業交流センターが、MICE施設に止まらない多摩のイノベーション創出拠点として活用されるよう、大規模展示会や産業交流イベント等を継続的に呼び込める魅力ある施設整備及び運用の充実を図るとともに、時流を捉えた施設機能の更新を適切に行うこと。

(2) 広域的な産業交流及びビジネスマッチング機能の強化

高い技術力を有する中小企業等が集積する多摩地域の強みを広く発信し、多様な産業交流による新たな連携やイノベーションの創出につなげるため、「たま未来・産業フェア」をはじめ、多摩産業交流センターを核とした展示会や産業交流事業を継続的に実施するとともに、自治体等が実施する広域的な産業交流等に対し必要な連携や財政支援を行うこと。

(3) 多摩地域における企業立地環境の充実

人口減少や労働力不足が進行する中、市町村単独では対応が困難な企業立地に係る税制面、産業用地や事業用水確保、規制等の課題を踏まえ、多摩地域への立地の魅力を高める企業誘致策に、市町村と連携して主体的・積極的に取り組むこと。

(4) 地域商店街の活性化及び機能維持に対する支援の充実

地域コミュニティの担い手であり、賑わいや回遊性、防犯機能を担う商店街を維持・活性化するため、「商店街チャレンジ戦略支援事業」をはじめとする支援制度について、商店街の実情を踏まえた柔軟な運用を図ること。また、街路灯の維持管理について、補助率の引上げや概算払の導入等、商店街の実状に即した補助対象や交付方法などの支援を図ること。

4 多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実

要望先 総務局、産業労働局

国内外からの旅行者が堅調に増えていることに対し、多摩地域 30 市町村が相互に連携を図るなかで、魅力発信や観光地域づくりを推進し地域に根ざした取組を持続できるよう、財政面を始めとする多面的な支援を講じること。

(1) 広域的な観光地域づくり及び誘客強化の推進

多摩地域における観光産業振興のため、(公財)東京観光財団、多摩観光推進協議会等を活用し、市町村と連携した広域的な観光地域づくり及び外国人旅行者を含めた誘客強化を都が主体的に推進すること。また、観光施策や補助事業に関する情報提供に加え、各自治体や観光関係団体が活用可能な補助メニュー等について、一元的で分かりやすい情報提供を行うこと。

(2) 補助制度の拡充

インバウンド観光を含めた観光事業を更に活性化させるため、「アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業」など各市町村から活用要望の多い補助制度について、予算の拡充を図ること。また、多様な主体が継続的に観光事業を実施できるよう、補助率の引上げや補助対象要件の見直しを図ること。

(3) 観光振興に活用可能なデータの提供及びデータ活用支援の充実

市町村単位の観光客属性、消費動向及び周遊状況等について、市町村間の比較分析や施策効果の検証に活用できる形で提供すること。また、DXによる観光データ活用等支援事業については、より多くの自治体が支援を受けられるよう、支援団体数の増加を図ること。

5 木造住宅の耐震診断・耐震改修等の支援

要望先 都市整備局

東京都耐震改修促進計画においては、令和 17 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが、目標として掲げられている。首都直下型地震等の災害への備えとして、住宅の耐震化をより加速させるために、以下の対策を講じること。

(1) 「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」の要件緩和等

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組に当たっては、直接的な働きかけや、所有者を特定した働きかけに近い効果が期待できる広報活動等の間接的手法を認めるとともに、改修事業者等の講習会を都と共同で実施することを補助要件として認め、事業を推進させること。

(2) 「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」における補助対象事業の拡充

所有者や市町村の負担を軽減し耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」における新耐震基準の木造戸建住宅等について、更なる住宅の耐震化促進を図るため、耐震改修のみではなく建替え及び除却についても補助対象事業に加えること。

6 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る継続的な財政支援の実施

要望先 都市整備局

東京都耐震改修促進計画上、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率の目標値について、令和 17 年度末までに総合到達率 100%を掲げているなか、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向け、以下の対策を講じること。

(1) 助成制度の継続及び拡充

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進を図るため、耐震化に係る都の助成制度を継続するとともに、国に対して助成基準単価の上限額の撤廃など助成制度の拡充を図るよう要請すること。併せて、必要な予算額を確保するよう国へ働きかけること。

7 都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等

要望先 住宅政策本部

公営住宅に対する需要は、障害者や高齢者のほか、子育て世帯など多様化している。ついては、都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等について、以下の方策を講じること。

(1) 空き住戸の解消と財政負担の軽減

地域コミュニティの持続のため、子育て世帯等を含む多様な世代の居住者確保の観点から、建替え・改修時の部屋タイプについて市町村と十分協議するとともに、立地・入居要件による需給不一致に対応した募集・運用改善により、3DK等の空き住戸解消を図ること。また、入居者層の変化に伴う行政サービス需要増等の市町村への影響に対し、都各局が連携し財政支援策を講じること。

(2) 建替えに伴う周辺環境整備と創出用地の有効活用

都営住宅の建替えにおいては、住民の利便性の向上や地域コミュニティの活性化につながるよう、市町村と十分に協議すること。また、建替えにより生じる創出用地については、市町村と協議しながら、地域特性に応じて、駅前拠点や商業、医療、福祉等の生活支援機能の誘導をし、民間の活力も活用すること。

8 外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進

要望先 環境局、産業労働局、建設局

外来生物であるアライグマやハクビシン、クビアカツヤカミキリ等の生息域拡大に伴い、生物多様性への影響、市民の生活環境への被害及び農作物被害は深刻化しており、喫緊の対策が必要であるため、以下の方策を講じること。

(1) 生物多様性への影響や農作物及び生活環境への被害をもたらす外来生物の防除に向けた措置の検討及び支援の充実

アライグマやハクビシン、クビアカツヤカミキリ等の外来生物防除を効果的に進めるため、外来種対策事業の補助率及び補助要件の見直しを図ること。また、定着防止のため、都が管理する山林や河川区域等の環境整備を推進するとともに、都管理区域都管理区域への罠設置に関する手続に当たっては柔軟かつ迅速に対応すること。特に、被害が急激に拡大・広域化しているクビアカツヤカミキリについては、都が主体となった防除体制の構築を図りつつ、国に対し、正しい知識の普及啓発及び侵入・定着防止策の検討及び実施を求めること。

(2) 市街地及び住宅地に出没する野生生物への対策

大型・中型獣類の市街地等への出没について、都が中心となり、警察及び市の広域連携を含めた実効性のある対応の枠組みを再構築すること。特に「大型獣類等が市街地に出没した際の対応マニュアル」については、各市への意見聴取を丁寧に行い、都、市及び警察の役割の再検討なども含め、改正を行うこと。また、市が緊急銃猟を実施するに当たっては、平時より情報提供等を行うとともに、危険獣類が出没した際には人材の派遣や備品の貸出など積極的に支援すること。

(3) 野生獣の生息数及び生息範囲の抑制

ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザルなど野生獣による被害が拡大しているため、獣種ごとに管理計画を策定したうえで、都が積極的に個体数調整を行い、生息数及び生息範囲の抑制の推進を図ること。特に、今後策定を予定しているツキノワグマの管理計画については、地域の実情を的確に反映した実効性のあるものとするため、市の意見を丁寧に聴取すること。

（４）市街地におけるムクドリ被害への対策

市街地で集団化するムクドリの生活環境被害の解決に向けて、追い払いや街路樹剪定等の対策を行っているが、ムクドリは広域的に移動することもあり、根本的な解決には至っていない。そのため、都において、ムクドリを予察捕獲の対象とするに留まらず、都内全域でムクドリの数を減らすための広域的な取組を行うこと。

9 アスベスト対策の強化

要望先 都市整備局、環境局

建物の老朽化に伴うアスベスト使用建物の解体件数の増加及び大気汚染防止法の改正に伴う事前調査結果の報告受付や立入検査等、市のアスベスト関連業務の大幅な増加が見込まれることから、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するため、以下の方策を講じること。

(1) 解体に伴う調査に係る財政支援の充実

都の「吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業補助金」に関して、除去工事等に係る経費への助成対象に成形板等も含めること。また、都の「区市町村との連携による環境政策高度化事業」において、市の大気調査及び解体現場での飛散状況調査に伴う機器の購入費用も対象とするなど、一層の財政支援を行うこと。

(2) 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用に当たっての取組

アスベストの適正除去、処理に当たっては、関係法令の遵守について発注者及び受注者双方への周知が実施されているところであるが、依然として改善が見られない状況にある。このため、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る事業者に対する法的措置の強化を、引き続き国へ働きかけること。

(3) アスベスト対策業務に係る事務処理特例交付金の拡充

改正大気汚染防止法の施行に伴い、事前調査結果の報告に係る確認作業や事業者への立入検査など、アスベスト対策業務の内容は質的に大きく変化しているが、事務処理特例交付金算定における単価は、業務実態に見合ったものになっていない。今後、一層の対策強化を図るために、事務量に応じた本交付金の増額を行うこと。